

平成21年全国消費実態調査 標本設計の概要（案）

平成20年8月
消費統計課

平成21年全国消費実態調査における標本設計の基本的な考え方は前回（平成16年）調査までの考え方に準ずることとし、前回調査以降の情勢の変化に応じた所要の変更を行うこととする。

母集団である国勢調査の結果をみると、平成12年から17年にかけて世帯規模は更に縮小する一方、世帯構成は多様化する傾向にある。

また、平成21年1月1日現在の市町村（見込みを含む。）は、前回調査の標本設計時から大きく合併が進み、市町村数、都市階級ともに大きく変更が生じている。

そのため、結果精度を維持し、家計消費の実態に応じたより詳細な結果を提供するためには標本数を増やしたいところではあるが、予算上の制約等もあり、二人以上の世帯及び単身世帯ともに調査世帯数の増加は難しいと判断されることから、前回と同じ規模の標本数で前回並みの精度を得ることを目標に標本設計を行うものとする。

1. 標本設計の基本方針

世帯規模は年々縮小する傾向にあり、単身世帯の増加が続いている。その結果、母集団の世帯構成比は、単身世帯比率が上昇し、逆に二人以上の世帯比率が下降する状況が長く続いている。一方、全国消費実態調査の調査世帯構成比をみると、単身世帯比率は母集団に比べて著しく低くなっている。

そこで、平成21年全国消費実態調査では、母集団における単身世帯数の増加を考慮し、より世帯比率の実態を反映した標本設計とするために、二人以上の世帯と単身世帯の標本数の配分を見直すこととする。

国勢調査

調査年	世帯数（単位1,000）			構成比（％）			増加率（年率％）		
	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上
昭和60年	37,980	7,895	30,084	100.0	20.8	79.2	-	-	-
平成2年	40,670	9,390	31,281	100.0	23.1	76.9	1.4	3.8	0.8
平成7年	43,900	11,239	32,661	100.0	25.6	74.4	1.6	3.9	0.9
平成12年	46,782	12,911	33,870	100.0	27.6	72.4	1.3	3.0	0.7
平成17年	49,063	14,457	34,605	100.0	29.5	70.5	1.0	2.4	0.4

全国消費実態調査

調査年	調査世帯数			構成比（％）			増加率（年率％）		
	総数	単身	二人以上	総数	単身	二人以上	総数	単身	二人以上
平成元年	59,092	4,084	55,008	100.0	6.9	93.1	-	-	-
平成6年	59,794	4,690	55,104	100.0	7.8	92.2	0.2	3.0	0.0
平成11年	59,794	5,002	54,792	100.0	8.4	91.6	0.0	1.3	-0.1
平成16年	59,374	5,002	54,372	100.0	8.4	91.6	-0.1	0.0	-0.2
平成21年	58,400	6,000	52,400	100.0	10.3	89.7	-0.3	4.0	-0.7

(1) 二人以上の世帯

調査結果について、次の精度を確保するよう配慮する。

全国の詳細な世帯属性別結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

都市階級、地方、大都市圏及び都道府県別結果の主要な結果について、前回並みの精度を確保する。ただし、都市階級区分については、市町村合併が進んだことにより、町村数が大幅に減少していることを踏まえ、『小都市B』（人口5万未満の市）と『町村』を統合することとする。

都道府県庁所在市及び人口15万以上の市について、前回並みの精度を確保する。

上記を前提とした上で、標本数を約2,000世帯削減する。

都市階級区分の変更

平成21年		平成16年
大都市（人口100万以上，政令市）	←	大都市（人口100万以上，政令市）
中都市（人口15～100万未満）		中都市（人口15～100万未満）
小都市A（人口5～15万未満）		小都市A（人口5～15万未満）
小都市B・町村		小都市B（3～5万未満） 町村

(2) 単身世帯

全国の主要な属性別結果について、ほぼ前回並みの精度を確保することを目標とする。

標本設計は、前回までの一般単身世帯（30人未満の規模の会社等の寮・寄宿舎に居住する単身世帯を含む。）と30人以上の規模の会社等の寮・寄宿舎に居住する単身世帯との区別を廃止し、全て一般単身世帯として行う。

標本数を約1,000世帯増加し全体で約6,000世帯とし、このうち約4,400世帯を上記の一般世帯として調査する。

残りの約1,600世帯は、別途モニター方式で調査を行う。

2. 母集団

母集団の推計は、いずれも平成17年国勢調査の結果を用いる（二人以上の世帯については17年国勢調査の公表結果を、単身世帯については平成17年国勢調査標本基礎資料を利用する。）。

3. 調査世帯数

調査世帯数は、二人以上の世帯を約2,000削減、単身世帯を約1,000世帯増加し、全体で約58,400世帯とする。

世帯区分	平成21年調査		参考 平成16年調査	
	二人以上の世帯		約52,400世帯	
単身世帯	計	約6,000世帯	計	5,002世帯
	単位区調査世帯	約4,400世帯	うち一般単身世帯	4,402世帯
	モニター調査世帯	約1,600世帯	うち30人以上の寮・寄宿舍	600世帯
合計		約58,400世帯		59,372世帯

4. 二人以上の世帯の調査世帯数配分

調査世帯数は、全国の市及び都道府県ごとの郡部（町村計）それぞれにおける母集団（二人以上の世帯数）に比例させて配分する。

ただし、結果精度維持のため、都道府県や都道府県庁所在市などの単位での最低配分数を確保するほか、母集団の多い政令指定都市（東京都区部含む。以下同様。）に調査世帯数が偏ると実査上の問題が生じるため、結果精度を考慮して都市の抽出率を調整する。

(1) 市部の調査世帯数の配分

都道府県庁所在市及び人口40万以上の市のうち配分数が192世帯に満たない市については、192世帯（16調査単位区）を配分する。

人口25万以上40万未満の市のうち、配分数が156世帯に満たない市については、156世帯（13調査単位区）を配分する。

人口15万以上25万未満の市のうち配分数が108世帯に満たない市については、108世帯（9調査単位区）を配分する。

政令指定都市の調査世帯数が過大となるため、前回調査の調査世帯数等を考慮して調整する。

都道府県の結果精度を確保するため、各都道府県には最低720世帯を配分する。各調査市には少なくとも24世帯（2調査単位区）を配分する。

(2) 郡部の調査世帯数の配分

郡部の調査世帯数は、都道府県ごとにまとめて配分する。町村の数は、郡部に配分された調査世帯数を24で除した数だけ割り当てることとする。

町村の抽出は、調査町村の数だけ各都道府県内の町村を層化し、原則として各層から1町村を抽出する。

1町村には2調査単位区、24世帯を割り当てる。

5. 単身世帯の調査世帯数の配分（単位区調査世帯についてのみ）

(1) 調査世帯数の配分

調査世帯数は、各市及び郡部に対して、母集団の一般単身世帯数に比例させて配分する。

ただし、母集団の多い都道府県や政令指定都市に調査世帯数が偏ると実査上の問題が生じるため、結果精度を考慮して都市の抽出率を調整する。

政令指定都市の調査世帯数が過大となるため、前回調査の調査世帯数等を考慮して調整する。

政令指定都市以外の地域については、都道府県単位で調整する。

沖縄地方の精度確保のため、沖縄県については130 / 100の調整倍率を乗じる。

(2) 調査単位区への配分

調査単位区は、実査の便宜上、二人以上の世帯の調査単位区と同一とする。

調査単位区への配分は、政令指定都市及び政令指定都市以外の地域に配分された調査世帯数を、各調査単位区の単身世帯数に応じて比例配分する。

6. 標本抽出の方法

(1) 調査町村の抽出

都道府県内の町村を地理的配置、産業別特徴などを考慮して、各都道府県に配分された調査町村の数だけ層化し、各層から1町村を抽出する。

地理的配置条件には県内経済圏を、産業別特徴要件には、「非農林漁家世帯比率」を用い、県内の町村を「県内経済圏」>「非農林漁家世帯比率」の順に並べ層化する。具体的には、一層当たりの二人以上の世帯の数がほぼ均等になるように層を構成する。

二人以上の世帯数を用いた確率比例抽出法により、原則として各層から1町村を抽出するが、抽出された町村が家計調査の実施町村である場合及び前回の全国消費実態調査の実施町村である場合には、重複排除の観点から代替の町村を抽出する。

(2) 調査単位区の抽出

平成17年国勢調査の調査区（以下、「国調調査区」という。）を抽出フレームとし、市区町村ごとに必要な数の調査単位区を抽出する。1調査単位区は、互いに近接する国調調査区2調査区によって構成する。

最初に、基となる国調調査区を抽出する。調査区の地域特性を考慮するため、市区町村ごとに国調調査区を人口集中地区地域情報（人口集中地区、準人口集中地区、非人口集中地区）>旧市区町村番号（廃置分合があった場合）>調査区地図番号>調査区番号順に並べ、二人以上の世帯数をウェイトとする確率比例抽出法により、予め配分された数の調査区を抽出する。この方法によって抽出した各調査区をそれぞれと極力近い調査区と対にし、1調査単位区を構成する。

各調査単位区では、二人以上の世帯12世帯、単身世帯0～2世帯（各調査単位区内の単身世帯数に応じて比例配分する）を確保する。

(3) 調査世帯の抽出

二人以上の世帯、単身世帯の選定は、調査員が実地踏査して作成した調査単位区世帯名簿から、それぞれ系統抽出により行う。

平成21年全国消費実態調査 都市階級別調査世帯数（二人以上の世帯）（案）

平成21年

最低配分数 都道府県：720
 40万以上市：192
 25万以上市：156
 15万以上市：108
 町村：24

都市階級	人口階級	市町村数 (調査町村数)	(A)二人以上の世帯数		(B)調査世帯数		抽出率の逆数 (A) ÷ (B)
			世帯数	構成比 全国 = 100%	世帯数	構成比 全国 = 100%	
全 国		1,782	34,605,447	100.00	52,404	100.00	660.4
市 部 計		784	31,100,678	89.87	47,148	89.97	659.6
大都市		18	8,854,844	25.59	5,460	10.42	1621.8
中都市		140	11,200,023	32.36	21,792	41.58	514.0
	40～100万未満	27	3,670,377	10.61	5,676	10.83	646.7
	25～40万未満	47	4,105,759	11.86	8,232	15.71	498.8
	15～25万未満	66	3,423,887	9.89	7,884	15.04	434.3
小都市A	5～15万未満	379	8,672,308	25.06	13,332	25.44	650.5
小都市B	5万未満	247	2,373,503	6.86	6,564	12.53	361.6
郡 部 (町村) 計		998 (219)	3,504,769	10.13	5,256	10.03	666.8

(参考)平成16年

最低配分数 都道府県：720
 30万以上市：192
 15万以上市：108
 町村：24

都市階級	人口階級	市町村数 (調査町村数)	(A)二人以上の世帯数		(B)調査世帯数		抽出率の逆数 (A) ÷ (B)
			世帯数	構成比 全国 = 100%	世帯数	構成比 全国 = 100%	
全 国		3,177	33,870,369	100.00	54,372	100.00	622.9
市 部 計		680	27,087,447	79.97	43,380	79.78	624.4
大都市		13	7,453,856	22.01	5,580	10.26	1335.8
中都市		133	10,782,203	31.83	20,952	38.53	514.6
	30～100万未満	52	6,216,073	18.35	10,860	19.97	572.4
	15～30万未満	81	4,566,130	13.48	10,092	18.56	452.5
小都市A	5～15万未満	304	6,763,476	19.97	11,004	20.24	614.6
小都市B	5万未満	230	2,087,912	6.16	5,844	10.75	357.3
郡 部 (町村) 計		2,497 (458)	6,782,922	20.03	10,992	20.22	617.1

平成21年全国消費実態調査都道府県別基本数一覧(案)

都道府県	調査市町村数			調査 単位区数	調査世帯数	
	計	市	町村		二人以上の世帯	単身世帯
計	1,003	784	219	4,367	52,404	4,402
01 北海道	52	35	17	182	2,184	195
02 青森県	15	10	5	60	720	61
03 岩手県	18	13	5	60	720	60
04 宮城県	19	13	6	64	768	81
05 秋田県	16	13	3	60	720	44
06 山形県	17	13	4	60	720	40
07 福島県	19	13	6	76	912	76
08 茨城県	36	32	4	114	1,368	105
09 栃木県	19	14	5	71	852	76
10 群馬県	17	12	5	76	912	76
11 埼玉県	50	40	10	225	2,700	199
12 千葉県	40	36	4	213	2,556	189
13 東京都	28	27	1	202	2,424	282
14 神奈川県	24	19	5	213	2,556	241
15 新潟県	21	20	1	78	936	80
16 富山県	11	10	1	60	720	39
17 石川県	14	10	4	60	720	53
18 福井県	11	9	2	60	720	29
19 山梨県	16	13	3	60	720	39
20 長野県	26	19	7	83	996	83
21 岐阜県	26	21	5	79	948	71
22 静岡県	27	23	4	118	1,416	128
23 愛知県	44	35	9	195	2,340	193
24 三重県	17	14	3	79	948	73
25 滋賀県	16	13	3	60	720	54
26 京都府	17	15	2	67	804	91
27 大阪府	36	33	3	243	2,916	257
28 兵庫県	33	29	4	178	2,136	162
29 奈良県	18	12	6	60	720	52
30 和歌山県	15	9	6	60	720	47
31 鳥取県	13	4	9	60	720	28
32 島根県	16	8	8	60	720	32
33 岡山県	17	15	2	67	804	84
34 広島県	17	14	3	93	1,116	115
35 山口県	14	13	1	71	852	73
36 徳島県	13	8	5	60	720	38
37 香川県	12	8	4	60	720	48
38 愛媛県	13	11	2	60	720	74
39 高知県	14	11	3	60	720	52
40 福岡県	38	28	10	134	1,608	180
41 佐賀県	13	10	3	60	720	32
42 長崎県	16	13	3	60	720	70
43 熊本県	20	14	6	60	720	77
44 大分県	16	14	2	60	720	62
45 宮崎県	14	9	5	60	720	60
46 鹿児島県	23	18	5	66	792	103
47 沖縄県	16	11	5	60	720	98

注) 市の数は平成21年1月1日現在とし、東京都区部は1市として計算した。

注) 個人収支簿による調査分を除く。